

土地使用貸借契約書

1 貸借土地

所 在	地 番	地 目	地 積
大津市日吉合一丁目	9 番 3	宅 地	605.07㎡
大津市日吉合一丁目	9 番 1 0	宅 地	59.95㎡

2 貸借期間 平成6年10月1日から平成36年3月31日まで

3 使用目的 大津市消防団日吉台分団詰所用地

借受人 大津市（以下「甲」という。）と貸付人 日吉台学区自治連合会及び日吉台コミュニティ基金管理委員会（以下「乙」という。）との間に、頭書の貸借土地（以下「貸借土地」という。）の使用貸借について登記簿上の所有名義人である木原武雄、中川賢一郎、田中晴雄の三名を立会人として、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 乙は、その所有する貸借土地を甲に無償で貸し付け、甲は、これを借り受けるものとする。

（貸借期間）

第2条 貸借土地の貸借期間は、頭書の貸借期間（以下「貸借期間」という。）のとおりとする。

（貸借土地の引渡し）

第3条 乙は、貸借期間の初日までに貸借土地を甲に引き渡さなければならない。

（使用目的）

第4条 甲は、貸借土地を頭書の使用目的（以下「使用目的」という。）に供しなければならない。

（貸借土地の保存）

第5条 甲は、貸借土地を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

（転貸等の禁止）

第6条 甲は、貸借土地を転貸し、又はこの契約に基づく使用权を譲渡し、若しくは承継させてはならない。

（契約解除権）

第7条 乙は、甲が使用目的を廃止したとき、又は使用目的が完了したときは、この契約を解除することができる。

（貸借土地の返還）

第8条 甲は、貸借期間が満了したとき、又は貸借期間途中で乙が残余の土地の返還を求めたとき、及び前条の規定によりこの契約が解除されたときは、速やかに貸借土地を原状に回復して乙に返還しなければならない。

ただし、乙が原状回復の必要がないと認めたときは、現状のままで返還することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第9条 甲は、前条の規定により貸借土地を返還する場合において、貸借土地に投じた有益費、修繕費等の費用があっても、これを乙に請求できないものとする。

(疑義の決定)

第10条 この契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成6年9月30日

借受人 甲 大津市御陵町3番1号  
大津市  
大津市長 山田 豊三郎

貸付人 乙 日吉台学区自治連合会  
会長 田中 晴 雄  
日吉台コミュニティ基金管理委員会  
委員長 中川 賢一

立会人 木原 武雄  
中川 賢一郎  
田中 晴雄

